

一般社団法人日本小児看護学会 定款施行細則

第1章 目的

(目的)

第1条 この施行細則は、一般社団法人日本小児看護学会（以下、本法人という）定款第48条に基づき、本法人の運営に必要な事項を定める。

第2章 会費

(年額会費)

第2条 定款第6条に定める本法人の正会員の会費は、年額10,000円とする。

2 本法人の賛助会員の会費は、年額1口10,000円とする。

3 本法人の名誉会員の会費は、定款第9条第3項により納付を要しない。

第3章 会員の懲戒

(会員の懲戒)

第3条 定款第15条に定める会員に非行があったとの懲戒については、理事会の決議を経て行い、これを社員総会において報告する。

2 前項の懲戒は、一定期間の会員資格の停止または厳重注意とする。

第4章 評議員の選出

(評議員の定数)

第4条 定款第16条に定める評議員（社員）は、正会員のうちから選挙により地区別に選出するものとする。地区別の区分については、A～Hの8地区とし、その定数は次のように定める。

① 正会員40名に1人とする。

② 正会員40名以内の場合は1人とする。

③ 正会員40名を越える場合、端数を増すごとに1人を加える。

(評議員の選挙権と被選挙権)

第5条 入会年度を含めて2年以上を経過し、選挙人名簿作成時現在、その年度の会費を納入した正会員は、選挙権を有する。

2 入会年度を含めて5年以上を経過し、選挙人名簿作成時現在、その年度の会費を納入した正会員は、被選挙権を有する。

(選挙人および被選挙人名簿)

第6条 選挙人名簿および被選挙人名簿は、選挙管理委員会で案を作成し、理事会の承認を得る。選挙管理委員会は、被選挙人名簿を選挙人に配布する。

2 前項の名簿は、地区別に作成する。

(評議員の選出)

第7条 評議員の選出に関する業務は選挙管理委員会が行う。

2 選挙管理委員会は、理事会が委嘱する6名以内の正会員によって構成され、互選により委員長を選出する。

3 選挙管理委員は、選挙権および被選挙権を有する。

4 選挙期日は、選挙管理委員会で決定し、本学会誌その他の方法で会員に告示する。

5 選挙は無記名投票により行う。

6 投票は、選挙人1人につき、各所属地区の定数を連記する。

7 開票は選挙管理委員会が行う。

8 開票は、本学会誌その他に告示した日までの間に選挙管理委員会が受信した投票様式について行う。

9 次の投票は無効とする。

① 所定の様式を用いないもの

② 指定の定員を超えて投票したもの

③ その他、選挙の規定に反するもの

10 選挙において有効投票を多数得たものから順に当選人とする。

11 同数の有効投票を得た者については、会員歴の長いものを当選人とする。会員歴が同じ場合は、抽選により当選人を決定する。

12 当選人が決まった時は、選挙管理委員会は当選人に当選の旨を通知し、その承諾を得る。

13 当選人が辞退したときは、次点のものから順に繰り上げて当選人とし、その承諾を得る。

14 選挙管理委員会は評議員候補者名簿および次点者名簿を作成し、開票結果を理事会および社員総会に報告する。

(最初の任期)

第8条 定款第16条に定める評議員の任期は、任意団体日本小児看護学会当時の任期を法人化後の任期の1期と読みかえて通算する。

第5章 役員の選出

(役員の選出および承認)

第9条 役員の選出に関する業務は選挙管理委員会（第7条第1項に示す委員会と同一）が行う。

2 役員選出のための選挙管理委員会は4年ごとに理事会が委嘱する6名以内の正会員によって構成され、互選により委員長を選出する。

3 理事候補者の選出は、選挙により選ばれた評議員により、10名連記無記名投票によって選出し、社員総会の承認を得る。

4 監事候補者の選出は、選挙により選ばれた評議員により、2名連記無記名投票によって選出し、社員総会の承認を得る。

5 有効投票数を多数得たものから順に当選人とする。

6 同数の有効投票数を得た者については、会員歴の長いものを当選人とする。会員歴が同じ場合は、評議員選挙において地区での得票率の高いものとする。

7 選出された理事・監事候補者は、社員総会の承認を得る。

8 理事長及び副理事長は選出された理事の互選により選出し、社員総会の承認を得る。

9 前項により選出された理事長予定者は、本法人の運営の円滑を図るために、正会員の中から2名以内の理事を指名し、社員総会の承認を得る。ただし、理事長指名の理事の任期は、理事長の在任期間とする。

第6章 学術集会

(学術集会)

第10条 定款第33条に定める学術集会企画委員会は、次の事項を審議する。

① 学術集会の形式

② 演題の選定および座長の選出

③ その他の学術集会の運営に関すること

2 学術集会企画委員会は、次の委員をもって組織する。

- ① 学術集会会長
 - ② 理事 1名
 - ③ 評議員 1名
 - ④ 学術集会会長が必要と認めた正会員
- 3 学術集会企画委員長は学術集会会長とする。
- 4 学術集会企画委員の任期は委嘱された時から当該学術集会の終結の時までとする。

第7章 委員会 (委員会)

第11条 定款第34条に定める各委員会の設置は次の要領で行う。

- ① 委員会の設置および解散は、理事会の議による。
- ② 委員会は、理事会で選出された次の委員をもって組織する。ただし、利益相反委員会および選挙管理委員会は除く。
 - a 理事 1名
 - b 評議員 2名以上
 - c 会員 適當数
 - d 委員会の委員長は、理事会で選出された担当理事をもってあてる。
 - e 委員長および委員の任期は2年とし再任を妨げない。

第8章 定款施行細則の変更 (定款施行細則の変更)

第12条 本定款施行細則を変更する場合には、社員総会の承認を必要とする。

第9章 補則

(本法人設立後の評議員の選任とみなし入会)

第13条 定款第16条の規定にかかわらず、本法人設立時に、任意団体日本小児看護学会の評議員であった者は、本施行細則の施行の日に本法人の評議員に選任されたものとみなす。これらの者の任期は平成25年7月に開催される臨時社員総会終了時までとする。

2 本法人設立時に、任意団体日本小児看護学会会員であった者は、本施行細則の施行日に本法人に入会したものとみなす。

この施行細則は、平成25年4月14日から施行する。
この施行細則は、平成27年4月1日から施行する。
この施行細則は、平成28年5月22日から施行する。
この施行細則は、平成28年6月8日から施行する。
この施行細則は、平成29年5月28日から施行する。
この施行細則は、平成30年6月23日から施行する。
この施行細則は、令和2年6月14日から施行する。
この施行細則は、令和5年6月25日から施行する。

※参考 第4章 第4条 選挙地区別都道府県名

- A地区：北海道/青森県/秋田県/岩手県/宮城県/山形県/福島県
- B地区：茨城県/栃木県/群馬県/埼玉県/新潟県/富山県/石川県/福井県
- C地区：千葉県/神奈川県
- D地区：東京都
- E地区：長野県/山梨県/静岡県/愛知県/岐阜県/三重県
- F地区：大阪府/京都府/滋賀県/奈良県/兵庫県/和歌山県
- G地区：岡山県/鳥取県/島根県/広島県/山口県/愛媛県/香川県/高知県/徳島県
- H地区：福岡県/佐賀県/長崎県/大分県/熊本県/宮崎県/鹿児島県/沖縄県